

巻頭言

社会的経済の視点に立つ

(特非) NPO 研修・情報センター代表理事
元金沢大学大学院教授
世古 一穂



「社会的経済」という言葉は日本ではまだなじみが浅い言葉ですが、欧州や隣の韓国では盛んに使われています。社会経済とは、信頼と、協力により、社会の多様な問題を解決し、共同体の連帯性を深める経済のことを指します。

社会的経済の定着と発展に取り組む「ソウル宣言」が 2014 年に採択されたのをご存じでしょうか？日本では、ほとんど報じられることもなく、話題になりませんでした。「ソウル宣言」は、市民の参加と決定による、利潤追求を目的としない生活者ニーズを満たす財やサービスの提供、それはコミュニティを大切に、金銭価値に置き換えられない価値を大切に提案です。採択されたソウル宣言の意義は、現在の世界危機（貧富の格差拡大、環境破壊、繰り返される暴力、戦争等）が、市場原理主義への過度な傾斜と、ほとんど規制のない金融グローバル化の結果だと断じ、それに変わる地域、協同、様々な人の有り様に視点を持った“多元的な経済”を模索することを提起したことです。

それに加えて社会的経済は、活動が地域を基盤にしていたとしても、グローバルな視点を持ち連帯、連携し、相互に学び合いながら、それぞれが力をつけていくことが大切であるとも提起しました。日本では失われつつある、地域、人、協同に目を向けた実践が必要です。

新しい社会的経済の理論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、独自の構成要件として発展してきた社会的セクター（非営利市民セクター）の役割に注目するとともに、自然環境の保全をも目的としている点にある。すなわち経済成長を基本とする政治経済学を批判し、人間と社会と自然の調和のとれた人間社会の持続的発展をめざす経済システムの在り方を探る敬愛理論となっています。

国家レベルでは、フランスで 81 年に「社会的経済関連各省事務局」、84 年には政府内に「社会的経済事務局」が設置されました。また、EU は 89 年に「社会的経済部局」を設置、社会的経済の組織を「協同組合、共済組合、アソシアションなど法的形態に基づく組織」と規定し、主要原則として「連帯と参加」「自立とシティズンシップ」の価値を基礎とすると明示しています。

最近 10 年間の非営利・協同の運動に対する国際的評価の高まりを背景に、国連は 2013 年 9 月、「社会的連帯経済促進委員会」を設置。基本的な要因は、新自由主義経済に起因する世界的規模での貧困と格差の拡大にあります。世界的な貧困と格差拡大が平和維持に困難にすると認識した国連は 2000 の「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を第一目標にしました。

国連は貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織の発展を支援する必要があると認識し、2001 年に「社会開発における協同組合」という決議を採択、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摂の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう各国政府に要請しています（ILO も 02 年に「協同組合の振興に関する勧告」を出している）。